

## かがやきライフタウン大垣イベント 実行委員会委員を募集

まちづくり市民活動支援センターは、市民活動の発表・体験・交流の場として開催する「かがやきライフタウン大垣イベント」の実行委員会委員を募集します。



秋のつどいの様子（昨年）

- ◆対象／市内で市民活動を行っている人、市民活動に興味がある人
- ◆活動内容／11月5日開催の「秋のつどい」、令和6年2月24・25日開催の「春のつどい」における企画運営など
- ◆申込／6月30日までに、同センター（☎75-0394）へ

## 空き家の適切な管理をお願いします

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加しており、屋根・外壁の脱落や火災による危険、隣地への草木の越境や害虫・害獣の誘発、防犯面などの問題が生じるおそれがあります。

空き家の所有者は、普段から適正管理について意識するとともに、管理していくことが必要です。

詳しくは、住宅課（☎47-8184）へ。

### ポイント① 空き家の定期的な見回りを！

空き家は、個人の財産であり、空き家の所有者が管理をしなければなりません。所有する土地、建物が他者に被害を与えた場合、当事者間での解決が基本で、所有者（相続人を含む）や管理者、占有者が責任を負うことが民法で定められています。

所有者は、隣家や道路など周辺への悪影響がないように定期的に見回りをしましょう。

### ポイント② ご近所へ連絡を！

離れた場所に住んでいる所有者や関係者などは、近隣の人たちに住所や連絡先を伝えておくなど、すぐに対処できるようにしましょう。

### ポイント③ 空き家の将来を考える！

現在、適切な管理をされている空き家も、将来にわたり管理し続けることが困難な場合もあります。将来のことを考え、なるべく早期に空き家の賃貸や売却、または解体後の土地を売却するなど積極的な利活用をご検討ください。

賃貸・売却をご希望であれば「空家バンク事業」、解体をご希望であれば「空家等除却支援事業」を実施していますので、ご利用ください。（いずれも要件・審査あり）



## 早めに気づいて防ごう高齢者虐待

～6月15日は「世界高齢者虐待啓発デー」～

高齢者虐待の背景には、高齢者の認知症や長期介護による家族の疲れ、生活上の問題など、さまざまな要因があります。

高齢者の尊厳を守り、家族が健やかな暮らしを送るためには、早期に虐待の疑いに気づいて対応するとともに、地域全体で高齢者とその家族を見守り、支援していくことが大切です。

詳しくは、高齢福祉課（☎47-7416）へ。

### 例えばこんな行為が虐待にあたります

- 身体的虐待／たたく、蹴る、食事を無理に口に入れる、ベッドなどに縛り付ける
- 心理的虐待／怒鳴る、悪口を言う、意図的に無視する
- 介護・世話の放棄、放任／食事を与えない、劣悪な環境で過ごさせる、必要な介護・医療サービスを受けさせない
- 性的虐待／性的な行為を強要する、排泄の失敗に対して裸で放置する
- 経済的虐待／財産を勝手に使う、生活に必要な金銭を渡さない

### いち早く対応するために

高齢者やその家族を守るためにも「もしかして虐待？」と思った段階で、次の地域包括支援センターへご連絡ください。守秘義務により、連絡された人の名前が周囲に伝わることはありません。



連絡・相談窓口	電話番号	主な担当地区
大垣市地域包括支援センター		
市役所高齢福祉課内	☎82-1166	安井・川並・洲本・浅草
地域包括支援センター大垣市社会福祉協議会		
総合福祉会館内	☎77-2255	興文・東・西・南・日新・南杭瀬・静里・綾里・荒崎
在宅福祉サービスステーション内	☎84-7111	和合・三城・墨俣
上石津老人福祉センター悠楽苑内	☎48-0068	上石津
大垣市地域包括支援センターお勝山		
お勝山ふれあいセンター内	☎71-5536	宇留生・赤坂・青墓
大垣市地域包括支援センター中川ふれあい		
中川ふれあいセンター内	☎82-1701	北・中川

◆申込／申込ページから申込または、同センター（☎・FAX78-3988、e-mail: gaki-biz@mb.ginet.or.jp）へ



同センター  
申込ページ

### サポートの流れ

- ①予約 HPや電話などで、相談予約を受け付けます
- ②相談 事業の課題や問題点、悩みなどをお聞きします
- ③アドバイス 強みやセールスポイントを見つけ、売上げを伸ばす方法を一緒に考えます
- ④フォロー 提案したアドバイスがうまく進むように継続的にサポートします

## お気軽にご相談ください！

## 大垣ビジネスサポートセンター

大垣ビジネスサポートセンターは、西美濃3市9町の中小企業、個人事業主、創業希望者を対象に、強みやセールスポイントを見つけ、売上げを伸ばす方法を一緒に考え、継続してサポートを行う相談所です。

平成30年7月から令和5年3月までに1,660事業所、9,075件の相談を受けました。事前予約のうえ、お気軽にお越しください。

なお、令和5年5月1日から、無料で相談できる回数など、利用方法の一部を変更しました。詳しくは、同センターHPをご確認ください。



同センター  
HP

- ◆相談時間／月～金曜日の午前9時45分～午後5時（1回60分、何度でも利用可）※毎月1回土曜日の相談日あり。祝日、年末年始を除く
- ◆ところ／情報工房2階
- ◆支援内容／販路拡大、情報発信、起業・創業、経営全般、新商品・新サービス開発、新分野進出など



相談の様子

正田嗣文  
センター長



### センター長からのメッセージ

地域の小規模事業者や個人事業主の方の経営相談に加え、起業・創業など新しい挑戦をお考えの方のご相談も増えています。ビジネスの始め方など、ささいなことでも、お一人で悩まずにぜひ気軽にご利用ください。